

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。  
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」改訂一覧表

◆令和4年5月25日

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識					
No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
1	P4	上から1～3行目	医薬品の効果とリスクは、 <b>薬物曝露時間と曝露量との積で表現される用量-反応関係</b> に基づいて評価される。	医薬品の効果とリスクは、 <b>用量と作用強度の関係(用量-反応関係)</b> に基づいて評価される。	—
2	P5	絶対覚えるポイント 上から1～2行目	医薬品の効果とリスクは、 <b>薬物曝露時間と曝露量との積で表現される用量-反応関係</b> に基づいて評価される	医薬品の効果とリスクは、 <b>用量と作用強度の関係(用量-反応関係)</b> に基づいて評価される	—
3	P6	問4	問題 医薬品の効果とリスクは、 <b>薬物曝露時間と曝露量との和で表現される用量-反応関係</b> に基づいて評価される。  解答 × 和⇒積	削除	—
4	P8	上から5～6行目	ヒトを対象とした臨床試験における <b>効果と安全性の評価基準</b> には、国際的にGCPが制定されている。	ヒトを対象とした臨床試験の <b>実施の基準</b> には、国際的にGCPが制定されている。	—
5	P8	GOPの図 左から2つ目 GCPの文章3行	臨床試験における <b>効果と安全性の評価基準</b>	臨床試験の <b>実施の基準</b>	—
6	P9	絶対覚えるポイント 上から3行目	臨床試験における <b>効果と安全性の評価基準</b> には、	臨床試験の <b>実施の基準</b> には、	—
7	P10	上から1～3行目	<b>健康食品とは、健康増進や維持の助けとなる食品のことをいう。健康食品は法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なるものである。</b>	健康増進や維持の助けになることが期待されるいわゆる「健康食品」は、あくまで食品であり、医薬品とは法律上区別される。	○
8	P10	吹き出し1つ目の下 1～3行目	下記の <b>保健機能食品</b> とは、健康食品のうち特定の <b>保健機能</b> や <b>栄養機能</b> を表示することを国に許された食品を指す。その具体例として、 <b>特定保健用食品</b> 、 <b>栄養機能食品</b> 、 <b>機能性表示食品</b> がある。	しかしながら、健康食品の中でも国が示す要件を満たす食品「 <b>保健機能食品</b> 」は、一定の基準のもと健康増進の効果等を表示することが許可された健康食品である。 「 <b>保健機能食品</b> 」には現在、以下の3種類がある。	○
9	P10	表 特定保健用食品の 3行目	国の審査を受けたものである	国の審査を受け、 <b>許可</b> されたものである	○
10	P11	問2	問題 ヒトを対象とした臨床試験における <b>効果と安全性の評価基準</b> には、国際的にGLPが制定されている。	問題 ヒトを対象とした臨床試験の <b>実施の基準</b> には、国際的にGLPが制定されている。	—
11	P11	問3	問題 「 <b>栄養機能食品</b> 」は、身体の生理機能などに影響を与える <b>保健機能成分</b> を含むもので、個別に特定の <b>保健機能</b> を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受けたものである。	問題 「 <b>栄養機能食品</b> 」は、身体の生理機能などに影響を与える <b>保健機能成分</b> を含むもので、個別に特定の <b>保健機能</b> を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、 <b>許可</b> されたものである。	—

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
12	P12	吹き出し	副作用は、直ちに明確な自覚症状として現れないことがあります。	副作用は、明確な自覚症状として現れないことがあります。	—
13	P12	右下 下から3行目 下から1行目	クローン氏病	クローン病	—
14	P14	タイトル	2)不適正な使用と有害事象	2)不適正な使用と副作用	—
15	P14	上から 5～6行目	特に有害事象につながる危険性が高い。	特に副作用につながる危険性が高い。	—
16	P14	絶対覚えるポイント 上から3行目	特に有害事象につながる危険性が高い	特に副作用につながる危険性が高い	—
17	P17	青枠の中 上から4～5行目	その結果アセトアミノフェンなどでは、	その結果、肝臓で代謝されるアセトアミノフェンなどでは、	—
18	P18	絶対覚えるポイント 上から6行目	その結果アセトアミノフェンなどでは、	その結果、肝臓で代謝されるアセトアミノフェンなどでは、	—

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。  
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」改訂一覧表

◆令和4年5月25日

第2章 人体の働きと医薬品					
No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
1	P68	イラスト内 副腎髄質の右 1～3行目	自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンを産生・分泌	自律神経系に作用するアドレナリン(エピネフリン)とノルアドレナリン(ノルエピネフリン)を産生・分泌	—
2	P76	ピンク背景の中の 白背景 下から2～1行目	※精神的緊張による発汗は手のひらや足底、脇の下の皮膚に限って起こる	※精神的緊張による発汗は手のひらや足底、脇の下、顔面などの限られた皮膚に生じる	—
3	P77	絶対覚えるポイント 下から2～1行目	・精神的緊張による発汗は手のひらや足底、脇の下の皮膚に限って起こる	・精神的緊張による発汗は手のひらや足底、脇の下、顔面などの限られた皮膚に生じる	—
4	P79	問3	問題 精神的緊張による発汗は、手のひらや足底、脇の下の皮膚に限って起こる。	問題 精神的緊張による発汗は、手のひらや足底、脇の下、顔面などの限られた皮膚に生じる。	—
5	P95	薬の血中濃度と薬の 効果のグラフ内	無効域	削除	○
6	P101	イラスト内 副腎髄質の右 1～2行目	自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンを産生・分泌	自律神経系に作用するアドレナリン(エピネフリン)とノルアドレナリン(ノルエピネフリン)を産生・分泌	—
7	P103	2)無菌性髄膜炎 上から1行目	髄膜炎のうち、髄液に細菌・真菌が検出されないものを無菌性髄膜炎という。	髄膜炎のうち、髄液に細菌が検出されないものを無菌性髄膜炎という。	—
8	P107	5)感覚器系に現れる 副作用 上から5行目	緑内障がある人では嚴重な注意が必要	特に眼房水の出口である隅角が狭くなっている閉塞隅角緑内障がある人では嚴重な注意が必要	—
9	P108	絶対覚えるポイント 上から2行目	眼圧上昇は、緑内障がある人では嚴重な注意が必要	眼圧上昇は、特に眼房水の出口である隅角が狭くなっている閉塞隅角緑内障がある人では嚴重な注意が必要	—

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。  
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」改訂一覧表

◆令和4年5月25日

第3章 主な医薬品とその作用					
No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
1	P114	表 配合成分の欄 下から1つ目	①セミアルカリプロティナーゼ ②トラネキサム酸 ③グリチルリチン酸二カルウム	①トラネキサム酸 ②グリチルリチン酸二カルウム	○
2	P114	炎症による腫れを和ら げる成分(抗炎症成 分) 上から1～5行目	①セミアルカリプロティナーゼ ●まれに血痰や鼻血などの出血性の副作用を生じることが ある ●痰粘液の粘り気を弱めて痰を切れやすくする働きもある →添付文書の使用上の注意では「出血傾向」のある人は 「相談すること」とされている	削除	○
3	P114	炎症による腫れを和ら げる成分(抗炎症成 分) 上から6行目	②トラネキサム酸	①トラネキサム酸	○
4	P115	上から1行目	③グリチルリチン酸二カルウム	②グリチルリチン酸二カルウム	—
5	P121	相談することの表 「相談すること」の欄 下から1つ目 下から1行目	クローン氏病	クローン病	—
6	P136	表 体力の欄 上から3つ目	体力中等度 あるいは それ以上	体力中等度以上 体力中等度 ※麻杏甘石湯は体力中等度以上、神秘湯は体力中等度	○
7	P139	【口腔咽喉薬・含嗽薬 に関する一般的な注 意事項】 上から5行目	軽く息を吐いたり、声を出しながら	軽く息を吐きながら	—
8	P141	絶対覚えるポイント 上から3行目	軽く息を吐いたり、声を出しながら	軽く息を吐きながら	—
9	P142	問2	解答 × 息を吸いながら噴射する⇒軽く息を吐いたり、声を出し ながら噴射する	解答 × 息を吸いながら噴射する⇒軽く息を吐きながら噴射する	—
10	P145	漢方処方製剤 表 キーワードの欄 上から2つ目	「腹部筋肉が弛緩する傾向」に適す	「腹部は力がない人」に適す	—
11	P145	漢方処方製剤 表 キーワードの欄 上から3つ目	「みぞおちがつかえて疲れやすい人」に適す	「みぞおちがつかえ、疲れやすい人」に適す	—

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
12	P146	絶対覚えるポイント 下から2行目	「腹部筋肉が弛緩する傾向」のものに適す	「腹部は力がない人」に適す	—
13	P148	表 配合成分と特徴の欄 上から2つ目	木クレオソート 殺菌作用のほか、局所麻酔作用もある	削除	○
14	P148	表 一番下に追加		分類: 生薬成分 配合成分: 木クレオソート 特徴: ・過剰な腸管の(蠕動)運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用がある ・歯に使用の場合、局所麻酔作用もあるとされる	○
15	P148	イラスト 左下の赤矢印の中	・木クレオソート ・タンニン酸ベルベリン	タンニン酸ベルベリン	○
16	P156	表 上から1つ目 サントニンの特徴 下から2行目	肝障害	肝機能障害	—
17	P159	表 下から1つ目 ロクジョウの特徴の右側 上から1～2行目	雄のまだ角化していない、もしくは、わずかに角化した幼角を基原とする	雄鹿の角化していない幼角を基原とする	—
18	P161	問2	問題 ロクジョウは、ヒキガエル科のシナヒキガエル等の毒腺の分泌物を集めたものを基原とする生薬である。	問題 ロクジョウは、ヒキガエル科のアジアヒキガエル等の耳腺の分泌物を集めたものを基原とする生薬である。	—
19	P188	表 下から1つ目 月経前症候群の特徴 下から3行目	不安定、興奮、	不安定、	—
20	P193	問4	問題 五積散は体力中等度又は、やや虚弱で	問題 五積散は、体力中等度又はやや虚弱で、	—
21	P198	表の1つ目 抗ヒスタミン成分に分類される配合成分としてジフェンヒドラミンの下に追加 ※作用は同じ		エピナスチン フェキソフェナジン ロラタジン	○
22	P200	漢方処方製剤の表 当帰飲子の体力 ※十味敗毒湯は 体力中等度のまま	体力中等度	体力中等度以下	○
23	P209	点眼方法 緑丸の上から3つ目 1行目	点眼後は、数秒間、眼瞼(まぶた)を閉じて、	点眼後は、しばらく眼瞼(まぶた)を閉じて、	—

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
24	P210	絶対覚えるポイント 上から2行目	点眼後は、 <b>数秒間</b> 、眼瞼(まぶた)を閉じる	点眼後は、 <b>しばらく</b> 眼瞼(まぶた)を閉じる	—
25	P213	目の乾きを改善する 配合成分の表 コンドロイチンの作用・ 特徴	<b>結膜</b> や角膜の乾燥を防ぐ	角膜の乾燥を防ぐ	—
26	P214	絶対覚えるポイント 上から4行目	<b>結膜</b> や角膜の乾燥を防ぐ	角膜の乾燥を防ぐ	—
27	P215	問4	解答 × 眼粘膜のタンパク質と結合して皮膜を形成し、外部の刺激から保護する作用を期待して⇒ <b>結膜</b> や角膜の乾燥を防ぐことを目的として	解答 × 眼粘膜のタンパク質と結合して皮膜を形成し、外部の刺激から保護する作用を期待して⇒角膜の乾燥を防ぐことを目的として	—
28	P216	表 上から2つ目 オキシドール	<b>オキシドール</b> 、○、×、×、×	削除	○
29	P217	表 特徴の欄 上から2つ目 上から1行目	過酸化水素の分解に伴って	・ <b>一般細菌類の一部(連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌)に対する殺菌消毒作用を示す</b> ・過酸化水素の分解に伴って	○
30	P227	【剤形の選択】 上から1行目	じゅくじゅくと湿潤している患部: <b>軟膏又はクリーム</b>	じゅくじゅくと湿潤している患部:軟膏	—
31	P228	絶対覚えるポイント 上から3行目	じゅくじゅくと湿潤している患部には、 <b>軟膏又はクリーム</b> が適す	じゅくじゅくと湿潤している患部には、軟膏が適す	—
32	P230	表 下から1つ目 ヒノキチオールの特徴 下から1行目	・抗菌、 <b>血行促進</b> 、抗炎症など	・抗菌、抗炎症など	—
33	P231	問2	解答 × 液剤⇒ <b>軟膏又はクリーム</b>	解答 × 液剤⇒軟膏	—
34	P246	表 上から1つ目 ビタミンAの特徴 上から3行目	夜盲症(とり目)	夜盲症(とり目)、 <b>暗所での見えにくさ</b>	—
35	P247	表 上から1つ目 ビタミンB1の特徴 上から3~4行目	・神経痛、筋肉痛・関節痛( <b>腰痛</b> 、肩こり、五十肩など)、手足のしびれなどに用いられる	・神経痛、筋肉痛・関節痛( <b>肩・腰・肘・膝痛</b> 、肩こり、五十肩など)、手足のしびれなどに用いられる	—

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
36	P252	表 下から1つ目 防已黄耆湯の特徴 上から1行目	・肥満(水ぶとり)	・肥満症(水ぶとり)	—
37	P255	表 咳と痰 上から3つ目 麻杏甘石湯の体力	中等度以上かそれ以上	体力中等度以上	—
38	P255	表 咳と痰 上から4つ目 神秘湯の体力	中等度以上かそれ以上	体力中等度	—
39	P256	表 胃 上から2つ目 安中散の特徴(キーワード)	腹部筋肉が弛緩する傾向	腹部は力がなくて	—
40	P256	表 胃 上から3つ目 六君子湯の特徴(キーワード)	みぞおちがつかえて	みぞおちがつかえ	—
41	P257	表 皮膚 下から1つ目 当帰飲子の体力	体力中等度	体力中等度以下	—
42	P260	表 下から1つ目 ポウフウの特徴 上から1行目	基原:セリ科のポウフウの根及び根茎	基原:セリ科の <i>Saposhnikovia divaricata</i> Schischkinの根及び根茎	—
43	P261	表 下から2つ目 レンギョウの特徴 上から1行目	基原:モクセイ科のレンギョウ等の果実	基原:モクセイ科のレンギョウの果実	—
44	P262	表 眠気を促す薬 下から2つ目 チョウトウコウの基原	カギズラ、ウンカリア・シネンシス又はウンカリア・マクロフィラの通例とげ	カギズラ、 <i>Uncaria sinensis</i> Haviland 又は <i>Uncaria macrophylla</i> Wallichの通例とげ	○
45	P263	表 痰の切れを良くする (去痰作用) 上から2つ目 オウヒの基原	ヤマザクラ又はその他近縁植物の、通例、周皮を除いた樹皮	ヤマザクラ又はカスミザクラの樹皮	○
46	P263	表 痰の切れを良くする (去痰作用) 下から3つ目 オンジの基原	イトヒメハギの根	イトヒメハギの根及び根皮	○
47	P263	表 健胃成分 上から1つ目 オウレンの基原	オウレン、コプティス・キネンシス、コプティス・デルトイデア又はコプティス・テータの根をほとんど除いた根茎	オウレン、 <i>Coptis chinensis</i> Franchet、 <i>Coptis deltoidea</i> C.Y. Cheng et Hsiao 又は <i>Coptis teeta</i> Wallichの根をほとんど除いた根茎	○

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
48	P263	表 健胃成分 上から2つ目 オウバクの基原	キハダ又はフェロデンドロン・キネンセの周皮を除いた樹皮	キハダ又は <i>Phellodendron chinense Schneider</i> の周皮を除いた樹皮	○
49	P263	表 健胃成分 上から4つ目 ゲンチアナの基原	ゲンチアナの根及び根茎	<i>Gentiana lutea Linné</i> の根及び根茎	○
50	P263	表 健胃成分 下から2つ目 ユウタンの基原	ヒグマその他近縁動物の胆汁を乾燥したもの	<i>Ursus arctos Linné</i> 又はその他近縁動物の胆汁を乾燥したもの	○
51	P263	表 健胃成分 下から1つ目 ケイヒの基原	シナモムム・カッシアの樹皮又は周皮の一部を除いたもの	<i>Cinnamomum cassia J. Presl</i> の樹皮又は周皮の一部を除いた樹皮	○
52	P264	表 健胃成分 上から1つ目 コウボクの基原	ホオノキ、カラホオ等の樹皮	ホオノキ、 <i>Magnolia officinalis Rehd. et Wilson</i> 又は <i>Magnolia officinalis Rehd. et Wilson var. biloba Rehd. et Wilson</i> の樹皮	○
53	P264	表 健胃成分 下から4つ目 ソウジュツの基原	ホソバオケラ等、又はそれらの雑種の根茎	ホソバオケラ、シナオケラ又はそれらの種間雑種の根茎	○
54	P264	表 健胃成分 下から3つ目 ビャクジュツの基原	オケラの根茎(ワビャクジュツ)又はオオバナオケラの根茎(カラビャクジュツ)	オケラの根茎(和ビャクジュツ)又はオオバナオケラの根茎(唐ビャクジュツ)	○
55	P264	表 大腸刺激瀉下成分 上から1つ目 センナの基原	チンネベリセンナ又はアレキサンドリアセンナの小葉	<i>Cassia angustifolia Vahl</i> 又は <i>Cassia acutifolia Delile</i> の小葉	○
56	P264	表 大腸刺激瀉下成分 上から2つ目 ダイオウの基原	シヨウヨウダイオウ、タングートダイオウ、ダイオウ、チヨウセンダイオウ又はそれらの種間雑種の、通例、根茎	<i>Rheum palmatum Linné</i> 、 <i>Rheum tanguticum Maximowicz</i> 、 <i>Rheum officinale Baillon</i> 、 <i>Rheum coreanum Nakai</i> 又はそれらの種間雑種の、通例、根茎	○
57	P264	表 大腸刺激瀉下成分 上から3つ目 アロエの基原	ケーブアロエ等の葉から得た液汁を乾燥したもの	<i>Aloe ferox Miller</i> 又はこれと <i>Aloe africana Miller</i> 又は <i>Aloe spicata Baker</i> との種間雑種の葉から得た液汁を乾燥したもの	○
58	P264	表 強心薬(強心成分) 上から1つ目 センソの基原	シナヒキガエル等の毒腺の分泌物を集めたもの	アジアヒキガエル等の耳腺の分泌物を集めたもの	○
59	P264	表 強心薬(強心成分) 下から1つ目 ロクジョウの基原	マンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角	<i>Cervus nippon Temminck</i> 、 <i>Cervus elaphus Linné</i> 、 <i>Cervus canadensis Erxleben</i> 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角	○
60	P265	表 利尿成分(尿量増加) 上から2つ目 サンキライの基原	ケナシサルトリイバラの塊茎	<i>Smilax glabra Roxburgh</i> の塊茎	○



第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
61	P265	表 内服アレルギー用薬 上から1つ目 シンイの基原	タムシバ、コブシ、ポウシュンカ、マグノリア・スプレングリ又はハクモクレン等の蕾	<i>Magnolia biondii</i> Pampanini、ハクモクレン、 <i>Magnolia sprengeri</i> Pampanini、タムシバ又はコブシの蕾	○
62	P266	表 皮膚に用いる薬 上から2つ目 サンシンの基原	クチナシの果実	クチナシの果実で、ときには湯通し又は蒸したのもの	○
63	P266	表 皮膚に用いる薬 上から3つ目 オウバクの基原	キハダ又はフェロデンドロン・キネンセの周皮を除いた樹皮	キハダ又は <i>Phellodendron chinense</i> Schneiderの周皮を除いた樹皮	○
64	P266	表 滋養強壮保健薬 上から2つ目 インヨウカクの基原	エピメディウム・プレビコルヌム、ホザキイカリソウ、キバナイカリソウ、イカリソウ、トキワイカリソウ等の地上部	キバナイカリソウ、イカリソウ、 <i>Epimedium brevicornu</i> Maximowicz、 <i>Epimedium wushanense</i> T. S. Ying、ホザキイカリソウ又はトキワイカリソウの地上部	○
65	P266	表 滋養強壮保健薬 上から3つ目 ハンビの基原	内臓を取り除いたマムシ	ニホンマムシ等の皮及び内臓を取り除いたもの	○
66	P266	表 滋養強壮保健薬 上から5つ目 オウギの基原	キバナオウギ又はナイモウオウギ等の根	キバナオウギ又は <i>Astragalus mongholicus</i> Bungeの根 ※貼り付け用紙では、スペースの都合上P267に移動	○
67	P267	表 上から4つ目 ポウフウの基原	ポウフウの根及び根茎	<i>Saposhnikovia divaricata</i> Schischkinの根及び根茎	○
68	P267	表 上から5つ目 ショウマの基原	サラシナショウマ、フブキショウマ、コライショウマ又はオオミツバショウマの根茎	<i>Cimicifuga dahurica</i> Maximowicz、 <i>Cimicifuga heracleifolia</i> Komarov、 <i>Cimicifuga foetida</i> Linné 又はサラシナショウマの根茎	○
69	P267	表 下から2つ目 レンギョウの基原	レンギョウ又はシナレンギョウの果実	レンギョウの果実	○
70	P268	問3	問題 黄連解毒湯は、体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなもの的高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ・むくみ・便秘、蓄膿症、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、肥満症に適す。	問題 黄連解毒湯は、体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなもの的高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ・むくみ・便秘、蓄膿症(副鼻腔炎)、湿疹・皮膚炎、ふきでもの(にきび)、肥満症に適す。	—
71	P270	表 下から1つ目 有機塩素系 殺菌消毒成分	ジクロロイソシアヌル酸 トリクロロイソシアヌル酸	ジクロロイソシアヌル酸 トリクロロイソシアヌル酸	—
72	P271	表 上から2つ目 オキシドール	過酸化水素の分解に伴って発生する活性酸素による酸化、発生する酸素による泡立ちによる物理的な洗浄効果、効く、効かない、効かない、効かない	削除	○
73	P272	絶対覚えるポイント 上から4行目	ジクロロイソシアヌル酸は、	ジクロロイソシアヌル酸は、	—

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
74	P272	吹き出し内 上から1行目	ジクロルイソシアヌル酸は	ジクロロイソシアヌル酸は	—
75	P275	表 その他の成分(忌避成分) ディートの下に追加		成分 イカリジン 作用・特徴 ・年齢による使用制限がない忌避成分 ・蚊やマダニなどに対して効果を発揮する	○
76	P277	問2	問題 ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムは、	問題 ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは、	—
77	P279	上から1行目	【検出感度、 <b>擬陰性</b> ・ <b>擬陽性</b> 】	【検出感度、 <b>偽陰性</b> ・ <b>偽陽性</b> 】	—
78	P279	上から4行目	<b>擬陰性</b>	<b>偽陰性</b>	—
79	P279	上から6行目	<b>擬陽性</b>	<b>偽陽性</b>	—
80	P279	緑背景内の右下	<b>擬陰性</b>	<b>偽陰性</b>	—
81	P279	緑背景の下 上から1行目	<b>擬陰性</b> ・ <b>擬陽性</b>	<b>偽陰性</b> ・ <b>偽陽性</b>	—
82	P279	絶対覚えるポイント 下から1行目	<b>擬陰性</b>	<b>偽陰性</b>	—
83	P282	問2	問題 検体中に存在しているにもかかわらず、その濃度が検出感度以下であったり、検出反応を妨害する他の物質の影響等によって、検査結果が陰性となった場合を <b>擬陽性</b> という。 解答 × <b>擬陽性</b> ⇒ <b>擬陰性</b>	問題 検体中に存在しているにもかかわらず、その濃度が検出感度以下であったり、検出反応を妨害する他の物質の影響等によって、検査結果が陰性となった場合を <b>偽陽性</b> という。 解答 × <b>偽陽性</b> ⇒ <b>偽陰性</b>	—
84	P284	上から8行目	<b>擬陽性</b>	<b>偽陽性</b>	—
85	P284	上から8行目の下の イラスト内	<b>擬陽性</b>	<b>偽陽性</b>	—

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。  
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」改訂一覧表

◆令和4年5月25日

第4章 薬事関係法規・制度					
No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
1	P290	上から4～6行目	販売従事登録の申請については、 <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)</b> 第159条の7において次のように規定されている。	販売従事登録の申請については、規則第159条の7において次のように規定されている。	○
2	P290	販売従事登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添える内 上から4～5行目	・申請者に係る <b>精神の機能の障害</b> 又は申請者が <b>麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないか</b> に関する医師の診断書	・申請者が <b>精神の機能の障害</b> により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る <b>精神の機能の障害</b> に関する医師の診断書	○
3	P295	上から2～4行目	製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬品の販売業においても、 <b>不正表示医薬品及び次に掲げる不良医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされている。</b>	製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬品の販売業においても、 <b>不正表示医薬品は販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならず、模造に係る医薬品及び次に掲げる不良医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされている。</b>	○
4	P295	上から6行目と7行目の間に追加		(b) 法第41条第3項の規定によりその基準が定められた <b>体外診断用医薬品</b> であって、その性状、品質又は性能がその基準に適合しないもの	○
5	P295	上から7～9行目	(b)法第14条、法第19条の2、法第23条の2の5 <b>又は</b> 法第23条の2の17の承認を受けた <b>医薬品</b> であって、その成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認の内容と異なるもの	(c) 法第14条、法第19条の2、法第23条の2の5 <b>若しくは</b> 法第23条の2の17の承認を受けた <b>医薬品</b> <b>又は</b> 法第23条の2の23の <b>認証を受けた体外診断用医薬品</b> であって、その成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認 <b>又は</b> 認証の内容と異なるもの	○
6	P295	上から10～12行目	(c)法第14条第1項、法第23条の2の5第1項 <b>又は</b> 第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定した <b>医薬品</b> であって、その成分若しくは分量又は性状又は品質若しくは性能がその基準に適合しないもの	(d) 法第14条第1項 <b>又は</b> 法第23条の2の5第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定した <b>医薬品</b> であって、その成分若しくは分量 <b>(成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法)</b> 又は性状又は品質若しくは性能がその基準に適合しないもの	○
7	P295	上から13～14行目	(d) 法第42条第1項の規定によりその基準が定められた <b>医薬品</b> であって、その基準に適合しないもの	(e) 法第42条第1項の規定によりその基準が定められた <b>医薬品</b> であって、その基準に適合しないもの	○
8	P295	上から15～16行目	(e) その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている <b>医薬品</b>	(f) その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている <b>医薬品</b>	○
9	P295	上から17行目	(f) 異物が混入し、又は付着している <b>もの</b>	(g) 異物が混入し、又は付着している <b>医薬品</b>	○
10	P295	上から18～19行目	(g) 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある <b>もの</b>	(h) 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある <b>医薬品</b>	○
11	P295	上から20～21行目	(h) 着色のみを目的として、厚生労働省令で定める <b>タール色素</b> 以外の <b>タール色素</b> が使用されている <b>医薬品</b>	(i) 着色のみを目的として、厚生労働省令で定める <b>タール色素</b> 以外の <b>タール色素</b> が使用されている <b>医薬品</b>	○
12	P304	赤枠2つ目 下から1行目	要指導医薬品…毒薬又は劇薬に該当する <b>ものは一部に限られる</b> (例:精力増強剤等)	要指導医薬品…毒薬又は劇薬に該当する <b>ことがある</b> (例:精力増強剤等)	—

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
13	P306	絶対覚えるポイント 上から2行目	要指導医薬品…毒薬または劇薬に該当するものは一部に限られる	要指導医薬品…毒薬または劇薬に該当することがある	—
14	P316	オレンジ背景内 上から8～9行目	(f) 要指導医薬品である旨を示す識別表示 (g) 一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示	(f) 「要指導医薬品」の文字 (g) 一般用医薬品のリスク区分を示す字句	—
15	P327	<特別用途食品、保健機能食品の概要> 図内の左上	特別用途食品	広義の特別用途食品	—
16	P328	表 下から1つ目 いわゆる「健康食品」 の概要	法令で定義されたものではなく、一般に用いられているもの	法令で定義された用語ではないが、一般に用いられている単語	—
17	P333	問5	解答 × 定義されたもの⇒定義されたものではなく、一般に用いられているもの	解答 × 定義されたもの⇒定義された用語ではないが、一般に用いられている単語	—
18	P339	青背景内	薬局は、「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）」と定義されている	薬局は、「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所（その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）」と定義されている	—
19	P346	赤枠内 下から1行目	が通算して2年あることが必要である	が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要である。 ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。	○
20	P347	イラストの下 下から3行目	登録販売者として3年以上業務に従事した者であって、	登録販売者として3年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が36月以上、又は、従事期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計2,880時間以上）業務に従事した者であって、	○
21	P353	赤枠内 下から1行目	が通算して2年あることが必要である	が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要である。 ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれることとされている。  ※貼り付け用紙では、スペースの都合上P353のタイトル、青背景の文章をP352に移動	○
22	P357	青背景内 上から2行目	薬剤師をして	薬剤師に	—
23	P370	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 上から3行目	③薬局、店舗の管理者の氏名	③管理者の氏名	—
24	P370	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 上から4～5行目	④勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	④勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務	—

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
25	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 タイトル	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項	○
26	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から1行目	定義及びこれらに	定義並びにこれらに	○
27	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から5行目と6行目の間に追加		④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合には、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列に関する解説	○
28	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から6行目	④ 要指導医薬品の陳列に関する解説	⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説	○
29	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から7行目	⑤ 指定第二类医薬品の陳列等に関する解説	⑥ 指定第二类医薬品の陳列等に関する解説	○
30	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から8行目	⑥ 指定第二类医薬品を購入し、	⑦ 指定第二类医薬品を購入し、	○
31	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から11行目	⑦ 一般用医薬品の陳列に関する解説	⑧ 一般用医薬品の陳列に関する解説	○
32	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から12行目	⑧ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説	⑨ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説	○
33	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から13行目	⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	⑩ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	○
34	P371	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 上から14行目	⑩ その他必要な事項	⑪ その他必要な事項	○
35	P373	下から3～1行目	④ 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと	④ 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事(その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと	—
36	P375	赤枠内 上から3行目	② 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	② 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	—

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
37	P376	絶対覚えるポイント 白枠内 上から3行目	②一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	②薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	—
38	P378	青背景2つ目 上から3行目	従事した期間が通算して2年に満たない	従事した期間(以下「従事期間」という。)が通算して2年(従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月、又は、従事期間が通算して2年以上、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間)に満たない	○
39	P392	青背景2つ目 下から2～1行目	(都道府県知事…薬局又は店舗販売業に於ては、その薬局又は店舗の所在地が保健所設置市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)	削除	—
40	P395	問題 上から1～3行目	以下、「都道府県知事」とは、「都道府県知事(その店舗の所在地が保健所設置市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とする。	削除	—
41	P395	問2	問題 都道府県知事は、	問題 都道府県知事等は、	—
42	P395	問3	問題 都道府県知事は、	問題 都道府県知事等は、	—

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。  
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z」改訂一覧表

◆令和4年5月25日

第5章 医薬品の適正使用・安全対策					
No.	頁	該当箇所	誤	正	貼り付け用紙
1	P403	相談すること内 下から3行目	※まず一般的な副作用について <b>発現</b> 部位別に症状が記載され、	※まず一般的な副作用について <b>関係</b> 部位別に症状が記載され、	—
2	P406	絶対覚えるポイント 上から7行目	<b>発現</b> 部位別	<b>関係</b> 部位別	—
3	P434	塩酸フェニルプロパ ノールアミン(PPA)内 吹き出し1つ目 上から1行目	<b>鼻みず</b> 、鼻づまり等の症状の緩和	<b>鼻充血や結膜充血を除去し</b> 、鼻づまり等の症状の緩和	—
4	P440	表 相談すること 内容の欄 下から3つ目 上から2行目	クローン <b>氏</b> 病	クローン病	—
5	P440	表 相談すること 覚えておくべき理由な どの欄 下から3つ目 下から2行目	クローン <b>氏</b> 病	クローン病	—
6	P451	上から1行目	<b>セミアルカリプロティナーゼ</b> 、トラネキサム酸、セトラキサート塩酸塩と血液凝固の関係	トラネキサム酸、セトラキサート塩酸塩と血液凝固の関係	○
7	P451	上から4～5行目	<b>セミアルカリプロティナーゼ</b> はフィブリノゲン、フィブリンを分解してしまうため十分に血液凝固が起こらず、出血傾向を増悪させるおそれがある。	削除	○
8	P451	イラスト		削除	○
9	P451	表 上から1つ目	<b>出血傾向の症状がある人、血液凝固異常の診断を受けた人</b> <b>セミアルカリプロティナーゼ</b> <b>フィブリノゲン、フィブリンを分解するたんぱく分解酵素であり、出血傾向を増悪させるおそれがあるため</b>	削除	○